

浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次、第5次）

（第4次計画期間 令和4年度～令和7年度）

（第5次計画期間 令和8年度～令和11年度）

令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画書

浜 田 市

計画項目一覧表

大項目	中項目	小項目	担当課	ページ
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	(1) 学校等における取組	① 人権尊重の精神を基底に据えた教育活動	人権同和教育室	3
		② 発達段階に応じた人権教育	人権同和教育室	4
		③ 地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進	人権同和教育室	4
	(2) 家庭・地域・職場における取組	① 家庭における取組	人権同和教育室、子ども・子育て支援課	5
		② まちづくりセンターにおける取組	人権同和教育室	5
		③ 企業等における取組	人権同和教育室	6
	(3) 職員等の人権意識向上への取組	① 市職員の人権意識の向上	人権同和教育啓発センター、人事課	7
		② 教職員等の人権意識の向上	人権同和教育室	8
		③ 保健・福祉・医療・消防関係職員の人権意識の向上	保険年金課、地域福祉課、健康医療対策課、消防本部	9
	(4) 関係機関等との連携	① 国、県、人権擁護委員、民生児童委員との協力・連携	人権同和教育啓発センター、人権同和教育室	10
		② まちづくりセンター、学校、PTAとの連携	人権同和教育室、まちづくり社会教育課、学校教育課	11
		③ 民間団体、企業、自主学習グループとの連携	人権同和教育室	12

大項目	中項目	小項目	担当課	ページ
	(1) 同和問題	① 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進	人権同和教育啓発センター、人権同和教育室、総合窓口課	13
		② 児童生徒の進路保障、就労問題への取組	人権同和教育室、学校教育課、教育総務課	13
		③ まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化	人権同和教育室、まちづくり社会教育課	14
		④ 集会所活動への支援及び相談機能の充実	人権同和教育啓発センター、人権同和教育室	14
	(2) 女性	① 男女共同参画の理解促進	人権同和教育啓発センター	16
		② 女性に対する暴力の根絶	人権同和教育啓発センター、子ども・子育て支援課	17
		③ 政策・方針決定への女性の参画の推進	人権同和教育啓発センター	17
		④ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)の推進	子ども・子育て支援課	18
	(3) 子ども	① 一人一人を大切に教育の推進	人権同和教育室	19
		② 「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)、「こども基本法」、「浜田市こども計画」などを踏まえた取組	人権同和教育室、子ども・子育て支援課	19
		③ いじめ・不登校問題への取組	人権同和教育室、学校教育課	19
		④ 乳幼児や児童への虐待防止の取組	人権同和教育室、子ども・子育て支援課	20
		⑤ 子どもの貧困対策への取組の推進	学校教育課、教育総務課、子ども・子育て支援課	21
		⑥ 子どもの健全育成に向けての取組	人権同和教育室、学校教育課、子ども・子育て支援課	21
		⑦ 相談体制の充実	人権同和教育室、学校教育課	22

2	各人権課題に対する取組	(4) 高齢者	① 福祉教育、啓発活動の推進	人権同和教育啓発センター、学校教育課、健康医療対策課	23
			② 就労・生きがい対策の推進	健康医療対策課	23
			③ 地域包括ケアの推進	健康医療対策課	24
			④ 認知症に対する理解と介護等施策の充実	健康医療対策課	24
			⑤ 権利擁護の推進	健康医療対策課	25
		(5) 障がいのある人	① 障がいに対する理解と差別解消の促進	人権同和教育啓発センター、地域福祉課	26
			② 人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進	地域福祉課	26
			③ 障がい者の社会参加と就労支援の取組	地域福祉課、商工労働課	27
			④ 権利擁護の推進	地域福祉課	27
		(6) 外国人	① 差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進	定住関係人口推進課、環境課	28
			② 外国人との交流の促進と国際協力の精神を培う教育の推進	定住関係人口推進課	28
			③ 学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援	学校教育課	28
		(7) 患者や感染者等	① 教育・啓発活動の推進	健康医療対策課	29
		(8) 犯罪被害者とその家族	① 犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進	防災安全課	30
			① 啓発活動の推進	人権同和教育室、地域福祉課	31
		(9) 刑を終えて出所した人等	② 「島根あさひ社会復帰促進センター」設置の理念を生かす取組	地域福祉課、旭支所産業建設課	31
			① 情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止	人権同和教育啓発センター	32
		(10) インターネット等による人権侵害	② 情報モラルの教育の充実	学校教育課、DX推進課、人権同和教育啓発センター	32
			① 市民に対する取組	人権同和教育啓発センター	33
		(11) 性の多様性(性的指向、性自認等)	② 学校における取組	人権同和教育室	33
			① アイヌの人々	人権同和教育啓発センター	34
		(12) 様々な人権課題	② 北朝鮮当局による拉致問題等	人権同和教育啓発センター、学校教育課	34
			③ プライバシーの保護	総務課	34
			④ 迷信等	人権同和教育啓発センター	35
			⑤ 災害に伴う人権	人権同和教育啓発センター、防災安全課	35
			⑥ 自死遺族	健康医療対策課	35
			⑦ その他の人権課題		

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 学校等における取組

① 人権尊重の精神を基底に据えた教育活動

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	浜田市人権・同和教育協議会	幼稚園・小中学校・高等学校・特別支援学校の人権・同和教育担当教諭が集まって協議会を開催し、研修等を行う。 (予定回数：3回) 開催方法については、浜田市人権・同和教育主任および推進者会議と同日開催を予定する。	協議会を開催して同和問題の歴史を学ぶ研修を行うとともに各校で実践したことをまとめた実践資料集を作成した。 (第1回) 7月8日 (第2回) 12月3日 (第3回) 1月16日 ※第2回・第3回は浜田市人権・同和教育主任及び推進者会議と同時開催した。	部落差別の歴史について研修を実施することにより、同和問題の学び直しの機会となった。 実践資料集は、市内小中学校の実践や研修の参考となった。	幼稚園・小中学校・高等学校・特別支援学校の人権・同和教育担当教諭が集まって協議会を開催する。 開催方法については、浜田市人権・同和教育主任者会議と同日開催を予定する。	人権同和教育室
2	浜田市人権・同和教育主任及び推進者会議	各小中学校の人権・同和教育主任及び推進者会議を開催し、教職員や行政職員の人権・同和教育における資質向上を目指す。 (予定回数：3回) 開催方法については、浜田市人権・同和教育協議会と同日開催を予定する。	主任及び推進者会議を3回開催し、各校の人権教育全体計画の共有や情報交換を行った。 (第1回) 7月8日 (第2回) 12月3日 (第3回) 1月16日 ※第2回・第3回は浜田市人権・同和教育協議会と同時開催した。	各学校の人権・同和教育主任など教職員の人事異動がある中、各学校が集まって計画や実践内容を紹介しあうことにより、各校における取り組み時の疑問や課題解決の参考となった。 部落差別の歴史について研修を実施することにより、同和問題の学び直しの機会となった。	各小中学校の人権・同和教育主任者会議を開催し、教職員の人権・同和教育における資質向上を目指す。 開催方法については、浜田市人権・同和教育協議会と同日開催を予定する。	人権同和教育室
3	人権作品コンクール	小学生（作文）、中学生（作文・ポスター）、一般（標語）を対象とした人権作品コンクールを開催する。	次のとおり応募があり、入賞作品を決定して表彰式を開催した。また、入賞作品を掲載した人権啓発リーフレット「みんな笑顔で」を作成し、全戸配布を行った。 (1)応募状況 (小学生) ・作文16編 ※入賞8編 (中学生) ・作文28編 ※入賞7編 ・ポスター76点 ※入賞8点 (2)表彰式 開催日：12月11日（木） 場所：浜田まちづくりセンター (3)リーフレット作成部数 24,000部	人権作品コンクールの実施を通じて、児童生徒が人権について考えるきっかけとなり、意識啓発に繋がった。	引き続き、小学生（作文）、中学生（作文、ポスター）、一般（標語）を対象とした人権作品コンクールを開催する。	人権同和教育室

② 発達段階に応じた人権教育

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	人権集会、公開授業	各校で作成する人権教育の年間指導計画を基に、各校で人権・同和教育の授業や集会等を実施する。	各校で人権・同和教育に関する授業や人権集会を開催した。	各校の状況に応じた取り組みを展開し、人権学習時だけでなく、様々な場面で人権を意識することに繋がった。	各校で作成する人権教育の年間指導計画を基に、各校で人権・同和教育の授業や集会等を実施する。	人権同和教育室
2	人権の花運動	小学校において、児童が他者と協力して花を育てる「人権の花運動」を実施する。	人権擁護委員と連携して、小学校において「人権の花運動」を実施した。 ・小学校13校 【主な取り組み方法】 縦割り班ごとに花を育てた手紙を書いて花を地域の施設に届けた 委員会活動として実施したなど	児童が他者と協力して花を育てる体験を行うことにより「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心を育む一助となった。	小学校において、児童が他者と協力して花を育てる「人権の花運動」を実施する。	人権同和教育室
3	実践資料集の作成	小中学校で行われる人権教育の実績や成果をまとめた実践資料集を作成する。	予定通り人権・同和教育指導実践資料集（第35集）を作成し、各小中学校に配布した。	各校の取り組みをまとめて情報共有することで、振り返りをしたり、他校の事例を参考にするなど、以後の人権教育に生かすことができた。	小中学校で行われる人権教育の実績や成果をまとめた実践資料集を作成する。	人権同和教育室

③ 地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	地域ぐるみで育てる人権意識講座	各校へ実施を促し、主に中学校区を中心とした地域ぐるみでの人権学習会を開催する。 学校での人権・同和教育の取り組みを地域ぐるみで育てるため、学校教職員、児童・生徒、保護者、関係機関、地域住民等の関係者が共に学ぶことにより、地域全体で人権感覚のある豊かな人間関係の形成を図る。	次のとおり開催した。 ・中学校（6回） ・小学校（1回）	被差別当事者や人権教育に造詣のある講師を招き、「同和問題」や「障がいのある人」などの講演開催により人権教育が進み、人権意識の向上に一定の成果があった。 一方で、学校教職員、児童・生徒以外の保護者や地域関係者の参加者が少ないことが課題である。	引き続き、各校へ実施を促し、主に中学校区を中心とした地域ぐるみでの人権学習会を開催する。	人権同和教育室

浜田市の評価

教育活動を通じて、幼児・児童・生徒・学生に対する人権教育及び啓発を計画に基づいて円滑に実施することができた。
引き続き、学校等での人権教育・啓発の取り組みを継続することにより、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力の育成に努める必要がある。

(2) 家庭・地域・職場における取組

① 家庭における取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	PTA研修会への講師派遣	浜田市PTA連合会との意見交換会において、当市の指導主事派遣による人権研修の実施について働きかけを行う。	意見交換会において働きかけを行ったが、PTA関係者からの派遣依頼はなかった。	PTA関係者へ人権研修の必要性を認識してもらうことで機会提供に繋がるよう、継続して働きかけを行う必要がある。	浜田市PTA連合会との意見交換会において、当市の指導主事派遣による人権研修の実施について働きかけを行う。	人権同和教育室
2	人権教育に有用な情報の提供	家庭における子どもの人格形成の基礎を培うための人権教育に有用な人権講演会などの情報提供を積極的に行う。	市や人権・同和教育推進協議会が主催する人権講演会について、広報はまだ及び学校連絡システムアプリ「すぐー」を使い、保護者に周知した。	広報と併せてアプリを活用することで、案内を直接保護者に届けることができ、より広く周知を行うことができた。	家庭における子どもの人格形成の基礎を培うための人権教育に有用な人権講演会などの情報提供を積極的に行う。	人権同和教育室
3	相談体制の充実	家庭における子どもの人格形成の基礎を培うための相談体制の充実を図る。	乳幼児期の親子を対象に、育児相談やこころの相談等を実施した。 育児相談：延べ1,169人 こころの相談：延べ15人	人格形成の基礎を培う乳幼児期において、子への接し方等への不安に対し、相談に応じ助言できた。	引き続き、事業を実施していく。	子ども・子育て支援課

② まちづくりセンターにおける取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	まちづくりセンター主催の人権講演会等	まちづくりセンター主催の人権講演会等に当市の指導主事を講師として派遣する。 実施にあたっては、開催までに主催者と内容を詰め、参加者の満足度を高めるよう努める。	まちづくりセンター主催の講演会等へ当市の指導主事を講師として派遣し、講座等の講師を務めた。 ・和田まちづくりセンター（同和問題との出会い直し・学び直し～部落差別の歴史について明治から現代編～）	各まちづくりセンターで実施される人権講演会等での実施方法の一つとして指導主事を派遣することで地域住民等への人権意識の啓発に一定程度繋がった。 また、研修内容等について事前に主催者へ意向確認をして可能なものは研修に反映することで満足度を高める必要がある。	まちづくりセンター主催の人権講演会等に当市の指導主事を講師として派遣する。 実施にあたっては、開催までに主催者と内容を詰め、参加者の満足度を高めるよう努める。	人権同和教育室

③ 企業等における取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	職場内研修への講師派遣	企業等からの要請に応じて、当市の指導主事を研修講師として派遣する。 企業等での研修増加のため商工団体等と協議を行う。	市内の企業等に当市の指導主事を研修講師として派遣した。 ○派遣先（研修テーマ） ・株式会社ケイ・エフ・ジー（ハラスメント） ・浜田税務署（同和問題） ・株式会社ISP（無意識の思い込みと日常生活の中に潜む小さな攻撃） ・日本郵便株式会社浜田郵便局（LGBT） ・浜田市教育文化振興事業団（無意識の思い込みと日常生活の中に潜む小さな攻撃） ・リハビリテーションカレッジ島根（留学生の人権擁護） 浜田商工会議所と協議を行い会員企業へ研修講師派遣周知のためのチラシを配布した。	企業等において、人権課題に対する経緯や知識の習得につながり、人権意識の理解が一定程度深まった。 企業等での研修を広げるため、引き続き商工団体等と連携した取り組みが必要である。	企業等からの要請に応じて、当市の指導主事を研修講師として派遣する。 企業等での更なる研修増加のため、商工団体等と協議を行う。	人権同和教育室

浜田市の評価

家庭、地域、職場においては、日常生活上の様々な人権問題に対する気づきを促す取り組みを行い、研修などを通じて啓発活動を実施することができた。令和7年度においては、新たに浜田市PTA連合会や浜田商工会議所への働きかけを行うことができたが、社会全体の人権意識の向上に向けて、取り組みはさらに進めていく必要がある。

(3) 職員等の人権意識向上への取組

① 市職員の人権意識の向上

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	浜田市職員人権・同和教育研修	市職員として、人権・同和教育問題についての知識を深め、あらゆる業務においても人権感覚が必要であること、人権・同和教育問題の解決が行政の責務であることを再認識するため、 浜田市職員人権研修計画として人権研修会を開催する。	人権同和教育啓発センターの指導主事を講師として オンライン形式で研修 を行った。 【視聴期間】 令和7年11月19日～12月19日 【内容】 こどもの人権を大切にすまちづくりを目指して～こども基本法が行政に求めるものとは～	受講率が97.8%であり、多くの職員が受講した。 また、 令和7年度から会計年度任用職員も対象とし、101名の職員が受講した。 録画配信により、職員の都合に合わせた受講ができ、職員が人権・同和教育問題について知識を深める機会となった。	引き続き、浜田市職員人権研修計画に基づき、市職員の人権研修を実施する。	・人権同和教育啓発センター ・人事課
2	新規採用職員等 人権・同和教育研修	浜田市職員研修実施計画に基づき、新規採用職員等を対象に、人権研修を実施する。	人権同和教育啓発センターの指導主事を講師として新規採用職員を対象に研修を行った。 【実施日】 令和7年4月2日 【内容】 まずは人権問題に関心を持とう !!～人権問題に対する基本的な考え方と今日的な問題～	市職員として業務にあたる姿勢や考え方、人権問題を考えるときの指標、行政が取り組む人権課題について認識してもらうことができた。	引き続き、新規採用職員を対象にした人権研修を実施する。	・人権同和教育啓発センター ・人事課

② 教職員等の人権意識の向上

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	学校教職員の人権・同和問題研修会	各小中学校において、学校教職員の人権・同和問題研修会を年度内に2回以上開催する。また、そのうち1回は運動団体を講師に招いて開催する。	市内全ての小中学校で年度内に2回以上開催した。なお、次の研修会では当市の指導主事を研修講師として派遣した。 ・同和問題 原井小学校 松原小学校 ・障がいのある人 松原小学校 ・性の多様性 第一中学校 ・様々な人権課題 三隅小学校 岡見小学校 三隅中学校	様々な差別の実態、過去の人権問題、当事者の話などを通じ、人権・同和問題を正しく理解するための気づきを得るなど、学校教職員の人権意識の向上に一定程度繋がった。	引き続き、各小中学校において、学校教職員の人権・同和問題研修会を年度内に2回以上開催する。また、そのうち1回は運動団体を講師に招いて開催する。	人権同和教育室
2	ふれあいフォーラム（人権・同和教育研究集会）	教職員、保護者、社会教育関係者、事業所職員、行政、市民が一堂に会し、人権・同和問題や人権・同和教育・啓発について認識を深めるとともに、人権尊重のまちづくりへ向けた実践力を培うことを目的としてふれあいフォーラムを開催する。内容については教育現場で活用できるものを設定する。	様々な人権課題をテーマとして、次のとおりふれあいフォーラムを開催した。 開催日：令和7年8月7日 会場：石央文化ホール 講師：日本ペップトーク普及協会 代表理事 岩崎由純 氏 演題：心に響くコミュニケーション ペップトーク ～やる気を引き出す魔法の言葉～ 参加者数 324人（教職員277人、一般参加 47人）	講義を通して、教職員等の人権意識の高揚とコミュニケーション力の向上のための一助となった。	引き続き、ふれあいフォーラムを開催する。内容については教育現場で活用できるものを設定する。	人権同和教育室
3	人権研修会への講師派遣	教職員や保育士等の人権研修会に、申請に基づいて当市の指導主事を派遣する。	次のとおり当市の指導主事を派遣し研修を実施した。 ○派遣先（テーマ） ・保育所・認定こども園9園（無意識の思い込みと日常生活の中に潜む小さな攻撃） ・浜田市議会議員（ハラスメント） ・浜田商業高等学校（SNSを取り巻く人権問題） ・島根県高等学校・特別支援学校人権教育協議会（同和問題）	子どもや児童生徒に日常的に関わりを持つ者に対して人権研修を行うことにより、一定の啓発を図ることができた。また、市議会議員への人権研修を行ったことにより、議員の立場からの人権意識啓発のきっかけとなった。	引き続き、教職員や保育士等の人権研修会に、申請に基づいて当市の指導主事を派遣する。	人権同和教育室

③ 保健・福祉・医療・消防関係職員の人権意識の向上

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	保健担当課での取組み	相手の立場に配慮した職務を遂行する。	職員の人権・同和問題研修を受講し、きめ細かに、相手の立場に配慮して職務を遂行した。	ケースに応じて様々な人権課題があるので、人権・同和問題の研修の受講、職員等の人権意識の高揚に努める必要がある。	相手の立場に配慮した職務を遂行する。	健康医療対策課
2	福祉担当課での取組み	相手の立場に配慮した職務を遂行する。	生活困窮者や障がいのある人等、様々な立場の人がいることを理解し、相手の立場に立って窓口及び電話対応を行った。	繊細で秘匿性が高い案件を取り扱うことも多いため、情報の取扱いには十分注意し、常に相手の心情に寄り添い職務を遂行する必要がある。	人権感覚を身につけ、相手の立場に配慮して職務を遂行する。	地域福祉課
3	医療担当課での取組み	相手の立場に配慮した職務を遂行する。	窓口や電話で対応するときは、親切でわかりやすい説明を心掛けた。	対応後にお礼を言って帰られる人が一定数いらしかった。よりわかりやすい説明ができるよう工夫や研鑽をしていく必要がある。	相手の立場に配慮した職務を遂行する。	保険年金課
4	消防担当課での取組み	相手の立場に配慮した職務を遂行する。	火災や救急の災害現場をはじめ、応急手当講習や防火訓練指導時などにおいても、相手の立場に配慮し、それぞれの場面に応じた対応に努めた。	相手の不安を和らげ信頼関係を築くことで円滑な現場活動に繋がり、講習や訓練等においても理解を深めることができている。引き続き所属内で情報共有を行い、取り組みを継続する必要がある。	相手の立場に配慮した職務を遂行する。	消防本部

浜田市の評価

市の職員や学校の教職員、保健・福祉・医療・消防関係の職員を対象に、人権研修を受講できる機会を設けた。これにより、職員一人ひとりが人権尊重の視点を持ちながら職務を遂行するための一助となった。今後も様々な人権課題に対応するため、人権・同和問題に関する研修を継続し、職員の知識の更新や人権意識の向上に努めていく必要がある。

(4) 関係機関等との連携

① 国、県、人権擁護委員、民生児童委員との協力・連携

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	啓発活動	浜田人権擁護委員協議会と連携し、人権週間（12月4日～10日）において世界人権宣言の意義と人権尊重思想の普及のため、街頭啓発活動を行う。	街頭啓発活動を行い、チラシや啓発物品を配布した。 開催日：12月4日 場所：ゆめタウン浜田	街頭啓発の実施により、人権尊重思想や人権相談先の情報が市民等に一定程度周知できた。	引き続き、浜田人権擁護委員協議会と連携し、人権週間において世界人権宣言の意義と人権尊重思想の普及のため、街頭啓発活動を行う。	人権同和教育室
2	特設人権相談所の開設	松江地方法務局浜田支局及び浜田人権擁護委員協議会と連携し、浜田市役所本庁・支所に特設人権相談所を開設する。	基本的に次のとおり開設の支援を行った。開設日については、広報はまだ情報カレンダーに掲載して周知を図った。 ○浜田市役所本庁 毎週水曜日 ※R7.10月からは第1・第3水曜日に開設 ○各支所 偶数月に1回開設	窓口の開設により幅広く相談対応ができた。	引き続き、松江地方法務局浜田支局及び浜田人権擁護委員協議会と連携し、浜田市役所本庁・支所への特設人権相談所の開設を支援する。	人権同和教育啓発センター
3	人権の花運動	1-(1)-②の再掲				人権同和教育室
4	民生児童委員と連携した取組み	地域の実情を把握している民生児童委員に対して、島根県などが行う人権研修の情報提供を行い、人権啓発の場を紹介する。	島根県主催「令和7年度浜田地域行政関係者人権・同和問題研修会」について、民生児童委員協議会理事会に出席して説明の上、案内を行った。 参加者 1名	少数ではあるが参加者もあり、人権研修の場を提供することに繋がった。	引き続き、地域の実情を把握している民生児童委員に対して、島根県などが行う人権研修の情報提供を行う。	人権同和教育室

② まちづくりセンター、学校、PTAとの連携

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	まちづくりセンター職員研修への講師派遣	まちづくりセンターの職員を対象に行われる研修の講師に当室の指導主事を派遣する。	令和7年度まちづくりセンター職員研修会において研修講師を派遣した。 ・開催日 令和8年3月5日 ・場所 浜田まちづくりセンター ・テーマ 対話で深める人権・同和問題研修会「私たちに身近な人権問題とは～令和6年度人権問題に関する市民意識調査より～」	まちづくりセンター職員から要望のあった「研修内での受講生同士の対話」を取入れて研修を行ったことにより、受講生同士が対話を行う場を持つことでより深い学びに繋げることができた。	引き続き、まちづくりセンターの職員を対象に行われる研修の講師に当室の指導主事を派遣する。	人権同和教育室
2	まちづくりセンター主催事業	各まちづくりセンターで人権教育・啓発を推進する。	各まちづくりセンターで人権教育・啓発を推進した。 ○センター名・開催日・内容 ・長浜 11月30日 人権学習落語会 ・周布 9月23日 人権同和问题講演会 ・大麻 9月10日 人権学習(映画上映会) ・美川 7月27日 人権と防災を学ぶ講座 ・今福 12月9日 人権講演会 ・美又 1月30日 人権学習会 ・雲城 3月29日 人権教育講演会(西畑保さん) ・波佐 11月26日 人権学習会 ・小国 4月4日 浜田人権擁護委員会 ・今市 1月14日 人権研修 ・杵束 10月10日 人権学習×お出かけ会 ・白砂 8月3日 人権DVD研修 ・井野 10月23日 人権研修	各地域のまちづくりセンターで人権研修会等を開催し、人権教育・啓発を推進することができた。	引き続き、各まちづくりセンターで人権教育・啓発推進のための事業を開催する。	まちづくり社会教育課

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
3	学校における取組み	学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進する。	学習指導要領等を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において人権教育を推進した。 また、生徒指導を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚の育成を図った。	児童生徒に対し、教科学習や生徒指導を通じて、他者を思いやる心や人権感覚の醸成を図ることができた。	引き続き、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進する。	学校教育課
4	PTA研修会への講師派遣	1-(2)-①の再掲				人権同和教育啓発センター

③ 民間団体、企業、自主学習グループとの連携

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	人権を考える市民グループ育成事業	人権を考える市民グループが開催する「人権をテーマとした講座等」の開催を支援する。	べっぴんの会が主催する次の人権・同和教育講演会の開催支援を行った。 開催日：令和7年12月7日 場所：石見まちづくりセンター 講師：日野清人さん（自主学習グループ「第一歩講座有志会」代表、人権バンド「音楽ユニットふれあい」メンバー）	市民グループによる当該講演会の開催支援を行うことにより、市民等の人権意識の向上に一定程度繋がった。 （感想の一例） ・今でも部落差別に苦しんで、そのことを話せない方がいることに驚いた。 ・自身の体験をもとに深い学びを参加者の皆さんに提供できた。	引き続き、人権を考える市民グループが開催する「人権をテーマとした講座等」の開催を支援する。	人権同和教育室

浜田市の評価

国・県などの関係機関や浜田人権擁護委員協議会をはじめとする各種団体との連携を通じて、人権教育及び啓発活動を多様な場で実施することにより、市民への人権意識の向上に繋げることができた。また、まちづくりセンター職員への研修においては、まちづくりセンター職員からの要望を取り入れてより学びの深い研修を実施することができた。今後も引き続き、さまざまな場面において人権教育及び啓発活動の推進が必要である。

2 各人権課題に対する取組

(1) 同和問題

① 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	学校教職員の人権・同和問題研修会（再掲）	1-(3)-②の再掲				人権同和教育室
2	地域ぐるみで育てる人権意識講座	1-(1)-③の再掲				人権同和教育室
3	人権・同和教育推進協議会の講演会	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会や各地域人権・同和教育推進協議会による自主研修や講演会を実施する。	自主研修または講演会を次のとおり実施した。 令和7年度 6回 令和6年度 6回	自主研修や講演会の開催により差別意識解消に向けた教育・啓発が一定程度図られた。	引き続き、浜田市人権・同和教育推進連絡協議会や各地域人権・同和教育推進協議会による自主研修や講演会を実施する。	人権同和教育啓発センター
4	本人通知制度の実施	結婚差別に繋がる身元調査の防止と抑止のため「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の登録者増に向けた取り組みを行う。	本人通知制度の登録者数 令和7年度末 174人 令和6年度末 167人	本人通知制度登録についての周知等を行うことにより、登録者増加に繋がった。	引き続き、本人通知制度登録者増加に向けた周知を行う。	総合窓口課

② 児童生徒の進路保障、就労問題への取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	児童生徒の進路保障に向けた取組み	児童生徒が、強い意志を持って自分自身の進路を逞しく切り開いていこうとする姿勢や能力を身に付けるための取り組みを行う。	家庭の状況や属性などの要因により通学や学習が困難な傾向にある児童生徒の現状を把握し、※SSWへの相談や、県人権同和教育課や学校・福祉連携推進教員とのヒアリングを行った。	関係機関に相談したりつなぐ体制を構築できた。ただし、家庭の事情などにより、必要な機関につなぐことができない場合が課題である。	引き続き、関係機関との体制を構築する。	学校教育課 人権同和教育室
2	就学援助の適切な情報提供	児童生徒の保護者に対して、奨学金や就学援助の適切な情報提供に努め活用促進を図る。	就学援助制度について、チラシ及び浜田市ホームページにて周知した。 浜田市奨学金制度について、中学3年生を対象にチラシを配布するとともに、浜田市ホームページにて周知した。	就学援助制度の積極的な周知を行うことができた。 対象者へのチラシの配布や浜田市ホームページへの掲載により、積極的な周知を行うことができた。	引き続き、就学援助制度及び浜田市奨学金制度について、中学校及び浜田市ホームページを通じて制度の周知に努める。	学校教育課 教育総務課
3	就職の機会均等の確保の取組み	1-(2)-③の再掲				人権同和教育啓発センター

※SSWとは、「スクールソーシャルワーカー」の略で、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、課題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている課題の解決に向けて支援をする専門家です。

③ まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	まちづくりセンターが開催する人権講演会等	1-(2)-②の再掲				人権同和教育室
2	まちづくりセンター職員に対する人権・同和教育研修への参加促進	島根県など他団体が開催する人権・同和教育研修会をまちづくりセンターへ案内し、センター職員への研修機会を提供する。	島根県が主催する人権・同和教育研修会の情報提供を行い、センター職員の研修機会の提供に努めた。 (研修名) ・社会人権教育基礎講座 ・社会人権教育専門講座 ・人権教育公民館等関係者研修 ・浜田地域行政関係者人権・同和教育問題研修	まちづくりセンター職員向けの研修機会について積極的に提供することができた。	引き続き、島根県など他団体が開催する人権・同和教育研修会をまちづくりセンターへ案内し、センター職員への研修機会を提供する。	人権同和教育室 まちづくり社会教育課

④ 集会所活動への支援及び相談機能の充実

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業	地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業の実施支援を行う。	瀬戸見文化センターの管理業務を委託し、施設の管理運営を行った。また、地域住民を対象として「生き生き楽習講座」を年3回開催した。 ・施設の利用回数 96回 ・生き生き楽習講座の開催 第1回 9月19日 健康講座 第2回 11月9日 季節を楽しむ寄せ植え講座（2回開催） 第3回 1月16日 人権講演会「私たちに身近な人権問題とは」 日脚和泉集会所の管理運営業務を委託し、施設の管理運営を行った。 ・施設の利用回数 95回	集会所の管理運営及び地域住民を対象とした人権課題等に係る学習会や人権尊重の意識を育てる交流促進事業を行い、地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を一定程度図ることができた。	引き続き、地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業の実施支援を行う。	人権同和教育啓発センター 人権同和教育室

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
2	生活相談員の活動	生活相談員2名を委嘱し、地域に密着して地域住民からの人権等に係る相談対応を行い、問題解決に努める。	生活相談員の活動を支援し、地域住民の方々からの人権等に係る困りごとに寄り添って、相談対応を行った。 (相談件数 86件)	生活相談員の活動では、日頃から地域に寄り添った相談対応を丁寧に行うことができ、地域住民の方々にとって安心感の一助となった。また、関係機関と連携して地域住民の方への対応を行ったことにより、地域住民の方のよい行動変容に繋がるケースも見られた。	引き続き、生活相談員の活動を支援し、地域の実態や課題、地域住民のニーズを把握し、問題解決に努める。	人権同和教育啓発センター

浜田市の評価
日本における特有の差別問題である同和問題は、重要な人権課題として深く認識されている。この問題の歴史や差別の実態を十分に把握し、差別意識の解消に向けた学校及び地域での取り組みを、連携して積極的に進めることができた。今後も、様々な取り組みを継続し、差別意識の解消を目指す必要がある。

(2) 女性

① 男女共同参画の理解促進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	あらゆる機会を捉えた教育と啓発活動	男女共同参画週間での啓発活動を行う。また、実施にあたっては、市民参加型の展示を取り入れるなど効果的な広報が行えるよう工夫する。	男女共同参画週間において、関係団体及び関係課と連携し、市役所本庁舎で「男女共同参画の視点での防災」をテーマとした市民参加型クイズを実施した。併せて、啓発パネルや防災備蓄品、「男女共同参画週間」キャッチフレーズの展示を行い、日頃から人権に配慮した災害対応について考える機会を設けた。	市民の方々が気軽に参加できるクイズを実施するとともに啓発パネルや防災備蓄品を見ていただくことで、防災分野での女性の視点を取り入れる必要性について理解を深めていただく機会となった。	男女共同参画週間での啓発活動を引き続き行う。また、実施に当たっては、市民参加型の展示を取り入れるなど効果的な広報が行えるよう工夫する。	人権同和教育啓発センター
2	女性団体の活動支援	浜田女性ネットワークの活動支援を行う。 また、島根県男女共同参画サポーターで構成する浜田市男女共同参画研究会の活動支援を行う。	浜田女性ネットワークが行う総会・理事会の開催支援を行い、勉強会、啓発活動、助成事業の実施支援を行った。 ・総会 5月26日開催 ・理事会 4月14日ほか7回開催 浜田市男女共同参画研究会とともに防災出前講座を実施した。 ○テーマ ・災害からいのちを守るために ・※1ファーストミッションボックスについて ○講師 防災安全課 ○参加者数 10人	団体の啓発活動を支援することにより、市民の方々への啓発を実施することができた。	引き続き、浜田女性ネットワークの活動支援を行う。 また、島根県男女共同参画推進サポーターで構成する浜田市男女共同参画研究会の活動支援を行う。	人権同和教育啓発センター

※1 ファーストミッションボックスとは、男女共同参画の視点を取り入れた災害時の初動対応ツールで、防災や避難所について特別な知識がなくても誰でも避難所が開設できるよう、初めに（ファースト）やるべき任務（ミッション）を記載した手順書と、最低限必要なものを入れた箱（ボックス）のことです。

② 女性に対する暴力の根絶

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	DV・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動	DV・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動を推進する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）で、市広報紙や市ホームページに啓発記事を掲載した。 市内全中学生に啓発グッズとチラシを配布し、相談先の周知とデートDVの予防啓発を行った。	広報媒体を活用し、市民の方々に広く意識啓発することができた。 若い世代のDVに対する正しい知識を習得してもらうために引き続き中学生を対象に取り組む必要がある。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）市広報紙や市ホームページに意識啓発を行う。 市内全中学生に啓発グッズとチラシを配布し、相談先の周知とデートDVの予防啓発を行う。	人権同和教育啓発センター 子ども・子育て支援課
2	関係機関との連携	DV対策庁内連絡会議を開催する。	DV対策庁内連絡会議を開催した。 開催日 10月8日	庁内の組織が連携を図り、DV被害者に対する総合的な支援策などについて確認することができた。	DV対策庁内連絡会議を開催し、連携体制や各課の役割を確認する。	子ども・子育て支援課

③ 政策・方針決定への女性の参画の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	各種審議会や委員会等への女性の積極的な登用の働きかけ	男女共同参画推進連絡会議などで女性委員の登用への理解と協力を促す。 また、女性の参画を進めるため、就任を促す要綱の設置など庁内全体における取組を検討する。	市の審議会等への女性の参画を進めるため「審議会等への女性の参画推進要綱」を施行し、各担当課へのヒアリングを行うことにより女性委員の登用への理解と協力を依頼した。 ○審議会等への女性の参画率（※2） R7年度 29.4% R6年度 26.8%	審議会等の委員就任について、女性がいる審議会等の比率が増加傾向にある。引き続き、審議会等への女性の参画率の目標値（令和9年度末で40%）達成のための努力が必要である。	審議会等への女性の参画推進要綱に基づき、引き続き審議会等を所管する担当課へ女性委員の登用への理解と協力を促す。	人権同和教育啓発センター

※2 審議会等への女性の参画率は、浜田市男女共同参画推進計画年次報告書に記載の数値（各年度末時点の数値）を記載しています。

④ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	保育サービスなど子育て支援の充実、働き方の見直しにつながる啓発活動	・保育所等においては、延長保育事業を実施する。 ・幼稚園においては、預かり保育を実施する。 ・病児・病後児保育事業を実施する。 ・放課後児童クラブにおいては、利用時間の延長に取り組む。	・延長保育事業実施施設数：17施設 ・預かり保育利用児童数：720人（延べ児童数） ・病児・病後児保育室利用児童数：307人（延べ利用児童数） ・放課後児童クラブ延長利用児童数：863人（延べ利用児童数）	・保護者のニーズに対応するための体制が構築できた。	・保育所等においては、延長保育事業を実施する。 ・幼稚園においては、預かり保育を実施する。 ・病児・病後児保育事業を実施する。 ・放課後児童クラブにおいては、引き続き18時30分までの延長利用を実施する。	子ども・子育て支援課

浜田市の評価

女性に対する差別の解消に向けた取り組みとして、職場、家庭、地域における格差解消のための環境整備は着実に進展しており、令和6年度に行った市民意識調査においてもその効果が徐々に見え始めている。また、審議会等への女性の参画についても少しずつ進展が見られる。しかしながら、DVなど心身の安全を脅かす行為は、重大な事件につながる可能性があるため、引き続き関係機関との連携を強化し、情報共有や相談体制の充実に努める必要がある。

(3) 子ども

① 一人一人を大切にす教育の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	学校教職員の人権・同和問題研修会	1-(3)-②の再掲				人権同和教育室
2	地域ぐるみで育てる人権意識講座	1-(1)-③の再掲				人権同和教育室

② 「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）、「こども基本法」、「浜田市こども計画」などを踏まえた取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	子どもの権利条約の啓発	全国一斉「こどもの人権相談」強化週間（8月下旬）に啓発を実施する。 また強化週間における相談状況についても可能な範囲での把握に努める。	松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会が実施する全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を広報はまだで周知した。 期間 8月27日～9月2日 内容 法務省が実施する専用相談電話「こどもの人権110番」や「法務局LINEじんけん相談」を周知	相談先を設けることで、子どもを巡る様々な人権問題について相談支援の体制を築くことができた。具体的な相談内容については不明だが、子どもたちの安心に一定程度繋がった。	全国一斉「こどもの人権相談」強化週間（8月下旬）に啓発を実施する。	人権同和教育室
2	子どもの権利擁護を推進する取組	第5次計画から新設			（仮称）こどもの権利に関する条例の令和11年4月1日施行を目指し取り組んでいく。	子ども・子育て支援課

③ いじめ・不登校問題への取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	いじめ問題対策連絡協議会の取組み	「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき設置された「浜田市いじめ問題対策連絡協議会」により、いじめ防止基本方針の点検や見直しを行う。	各小中学校の現状や課題等を情報共有し、いじめ防止基本方針の定期的な見直しや、必要な支援体制について協議を行った。（開催回数：年2回）	関係機関と連携しながら、いじめの未然防止や、相談体制についての共通理解が図れた。	引き続き関係機関と連携し、いじめの未然防止や、早期発見、また相談体制についての共通理解を図る。	学校教育課 人権同和教育室

④ 乳幼児や児童への虐待防止の取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	リスクのある家庭の把握と虐待の早期発見。虐待発見時の関係機関との連携	保健師等による「赤ちゃん訪問」で母親の心理的フォローを行う。また、継続支援が必要な場合は「養育支援訪問」において支援を行う。	・赤ちゃん訪問件数 185件 ・養育支援訪問対応延件数208件 (うち訪問延件数128件)	出生した子どもの全家庭へ訪問等を行うことで、育児の不安や悩みの傾聴、助言、情報提供を行うことができた。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握ができ、支援の必要な家庭に対しては、早期に適切なサービスへとつなげることができた。	保健師等による「赤ちゃん訪問」で母親の心理的フォローを行う。また、継続支援が必要な場合は「養育支援訪問」において支援を行う。	子ども・子育て支援課
2	虐待への関心を高めるための早期発見と予防についての広報・啓発活動	乳幼児健診での問診等を通じて虐待の早期発見と予防に努める。	・乳児健診受診数 197人 ・1.6健診受診数 237人 ・3歳児健診受診数 254人	健診項目から育児の状況や育児不安等を確認し、状況に応じた助言や支援を行うことができた。	・乳幼児健診での問診等を通じて虐待の早期発見と予防に努める。 ・情報誌やアプリ、チラシ等を活用し、広報・啓発活動を行う。	子ども・子育て支援課
3	児童福祉施設の職員に対する研修支援	保育施設等から希望に応じて指導主事の講師派遣等の支援を行う。 島根県等が実施する研修の情報提供を行う。	島根県等が実施する子どもの権利や虐待防止に関する研修について、保育施設へ情報提供を行った。	毎年度、保育施設の職員を対象とした人権研修は指導主事の講師派遣を受けて実施しているが、今年度は虐待防止の内容ではなかった。定期的に、虐待防止に関する内容を取り上げる必要がある。	保育施設等から希望に応じて指導主事の講師派遣等の支援を行う。 島根県等が実施する研修の情報提供を行う。	子ども・子育て支援課 人権同和教育室

⑤ 子どもの貧困対策への取組の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	就学援助	児童生徒の保護者に対して奨学金や就学援助の適切な情報提供に努め活用促進を図る。	就学援助制度について、チラシ及び浜田市HPにて周知した。 浜田市奨学金制度について、中学3年生を対象にチラシを配布するとともに、奨学生募集について浜田市ホームページにて周知した。	チラシを配布することで、積極的に周知をすることができた。 対象者へのチラシの配布や浜田市ホームページへの掲載により、積極的な周知をすることができた。	引き続き、浜田市ホームページや小中学校を通じて制度を周知して利用促進に努める。 引き続き、中学校及び浜田市ホームページを通じて制度の周知に努め、援助を必要とする生徒の修学を支援する。	学校教育課 教育総務課
2	相談体制の充実	ヤングケアラー相談窓口を設置して相談体制を図る。	相談件数 0件	学校等と連携してヤングケアラーと思われる家庭を把握し、支援を行った。他機関から情報収集する必要がある。	相談窓口を広く周知する。また、各関係機関と連携し、該当家庭を把握して必要な支援を行う。	子ども・子育て支援課

⑥ 子どもの健全育成に向けての取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	子どもの基本的な生活習慣の定着や規範意識醸成に向けた啓発や学習機会の提供	乳幼児健診や健康づくり出前講座をとおして子どもの頃から健康的な生活習慣についての啓発を行う。	・出前講座 延25か所 ・乳幼児健診（乳児健診、1.6健診、3歳児健診）各健診12回/年	乳幼児健診や出前講座をとおして日頃の生活習慣を振り返る機会となった。	乳幼児健診や健康づくり出前講座をとおして子どもの頃から健康的な生活習慣についての啓発を引き続き行う。	学校教育課 子ども・子育て支援課
2	インターネット等の利用について学校や家庭における教育や啓発	情報モラル教育や人権集会による啓発を行う。 学校教職員の人権・同和問題研修会やPTA研修会への指導主事の講師派遣を行うことにより啓発を行う。	インターネット等を含んだ情報モラル教育を年間指導計画に位置付けて実施した。また、人権集会の取組の周知や保護者対象の研修会を実施した。	情報モラル教育に関しては各学校において実施できた。人権集会や保護者対象の講演会は、その年度の学校の計画により実施していない学校もある。	引き続き情報モラル教育や人権集会による啓発を行っていく。	学校教育課 人権同和教育室

⑦ 相談体制の充実

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	教育相談員、※1SC、 ※2SSWによる相談支援体制の充実	小中学校へ教育相談員、SCの配置やSSWの派遣を行い相談支援体制の充実を図る。	教育相談員…教育委員会内に指導主事2名 SC…市内小中学校23校に8名 SSW…4名	小中学校からの要請に応じ、SSWの派遣やケース会を開催し、実態や支援方法について共通理解を行った。	小中学校へ教育相談員、SCの配置やSSWの派遣を行い相談支援体制の充実を図る。	学校教育課
2	教育支援センター「山びこ学級」	心理的、環境的その他の要因によって不登校の状態にある児童生徒に対し、進路等を主体的に捉え、社会的自立を支援する教育支援センター「山びこ学級」を運営する。	利用者数 小学生…5名 中学生…15名	小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図った。	引き続き、社会的自立を支援する教育支援センター「山びこ学級」の適切な運営を図る。	学校教育課
3	子どもの人権相談ツールや相談窓口の周知	2-(3)-②の再掲				人権同和教育室

※1 SCとは、「スクールカウンセラー」の略で、児童・生徒・保護者・教職員に対し、心理的課題の解決を支援する専門家です。

※2 SSWとは、「スクールソーシャルワーカー」の略で、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、課題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている課題の解決に向けて支援をする専門家です。

浜田市の評価

児童福祉施設や小中学校においては、相談を受けるための組織や支援制度、環境を整備し、職員に対する教育を実施することで体制の強化が進んできたが、一方で、子ども自身がSOSを発信したり、相談を求めたりすることは容易ではなく、表面化していない事例も多いと考えられるため、今後とも関係機関との連携を図り、子どもが大人と同様に声を上げやすい社会を実現するための啓発活動を継続的に行う必要がある。また、「（仮称）こどもの権利に関する条例」の制定に向けては、子どもは権利の主体であることを念頭において、権利擁護推進のための方策を具体化させていく必要がある。

(4) 高齢者

① 福祉教育、啓発活動の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	高齢者等に対する他者理解を深め、思いやりの心を育てる取組み	学校において、高齢者等に対する他者理解を深め、思いやりの心を育てる教育を推進する。	社会科における人権に関する学習、道徳科（「親切・思いやり」「尊敬感謝」）、生活科の昔遊びや栽培活動における地域講師との関わりなどの活動を通じて実施した。	教科学習を通して他者理解を深めるとともに、思いやりの心を育てることができた。	引き続き、教科等における学習を通して取り組んでいく。	学校教育課
2	高齢者を敬い、長寿社会についての理解を深め互いに支え合う心を育てるための市民への意識啓発	指導主事の講師派遣について関係課に対してニーズを確認し、必要に応じて啓発に努める。	当市の指導主事を派遣し、高齢者の人権を内容に含めた研修を実施した。 ○実施団体 ・浜田市人権・同和教育推進連絡協議会 ・瀬戸見町町内会 また、まちづくりセンター職員への人権研修においても同様の研修を実施した。	高齢者の人権をテーマに含めた研修を実施したことで一定程度啓発を図ることができた。	指導主事の講師派遣について関係課等に対してニーズを確認し、必要に応じて啓発に努める。	健康医療対策課 人権同和教育啓発センター

② 就労・生きがい対策の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	高齢者自身の生活安定や生きがいづくり支援の取組み	シルバー人材センターへの情報共有及び活動支援を行う。	シルバー人材センターの活動経費の一部を助成し、高齢者の自立と生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを支援することができた。	高齢者の豊富な経験、技術、知識が社会活動や就労に生かされ、高齢者の生きがいづくりにある程度繋がったが、会員が減少していることが課題となっている。	引き続き、シルバー人材センターとの情報共有及び活動支援を行う。	健康医療対策課
2	世代を超えた交流の促進を図るとともに生きがいづくり、健康づくり・閉じこもり防止の場の提供	高齢者クラブ連合会への情報共有及び活動支援を行う。	高齢者クラブ連合会の活動経費の一部を補助し、高齢者の自立と生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを支援することができた。	高齢者クラブ連合会の活動目標に沿って、健康づくり、介護予防の各種事業、地域支えあい事業等高齢者が生きがいを持って活動することができたが、会員が減少していることが課題となっている。	引き続き、高齢者クラブ連合会との情報共有及び活動支援を行う。	健康医療対策課

③ 地域包括ケアの推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	地域包括ケアシステムづくりの推進	多職種連携による勉強会や、地域包括ケア推進連絡会を開催し、関係者とのネットワークづくりに努める。	・総合相談支援事業件数 1,586件 ・権利擁護事業件数 58件 ・介護予防ケアマネジメント業務：介護予防支援計画作成件数 5,937件、介護予防ケアマネジメント作成件数 4,175件 ・包括的、継続的ケアマネジメント支援事業：個別事例に対する地域ケア会議の開催 14件、困難事例等への同行訪問や助言等の支援 30回	市民や支援者から相談しやすい関係づくりに努めた。また、定期的に連絡会議を行うことで、市と地域包括支援センターとの情報連携を図ることができた。	多職種連携による勉強会や、地域包括ケア推進連絡会を開催し関係者とのネットワークづくりに努める。	健康医療対策課

④ 認知症に対する理解と介護等施策の充実

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	認知症サポーター増 加の取組み	認知症サポーター養成講座を実施する。 認知症サポーターを繋げる仕組みの立上げを支援する。	認知症サポーター養成講座：開催回数 6回。 参加人数 165人（累計8,661人）。 幅広い年代に対して、認知症サポーター養成講座を開催できた。 講座以外にも、VR認知症体験や映画上映等で啓発を図った。	高齢者福祉計画における令和7年度目標値（認知症サポーター数8,800人）は達成していないが、小・中学生や働き盛り世代等、様々な年代に講座を実施し、認知症への理解や支援者の輪が広がった。	高齢者福祉計画における令和8年度目標値（認知症サポーター数9,100人）を目標とする。 チームオレンジや認知症カフェ等の認知症当事者への支援活動が地域で広がるように支援する。	健康医療対策課
2	認知症高齢者の早期 発見・早期対応に向 けた相談体制の充 実、医療と介護の連 携強化	介護サービスの充実を図る。どんちっちSOSネットワークを有効活用できる体制づくりを図る。	どんちっちSOSネットや見守りシールについて浜田警察署生活安全課と協働で周知を行った。	新規介護申請では男女ともに認知症が多く、認知症によって住み慣れた場所での生活が困難になることも多い。早期発見・対応に向けての相談体制、ネットワークづくりが必要である。	どんちっちSOSネットを有効活用できるよう浜田警察署生活安全課と協働して体制をつくる。 色々な取組を市民に向けて周知を行う。	健康医療対策課

⑤ 権利擁護の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	高齢者虐待の芽を摘む体制の強化	虐待防止に関する研修やケア会議を実施する。	虐待と疑われるケース等を早期に対応できる相談体制を関係機関等に周知した。	高齢者の虐待、DVケース等について相談しやすい体制づくりが必要である。	障がい・高齢者虐待予防における窓口を福祉調整係に一本化し、相談しやすい体制をつくる。	健康医療対策課
2	成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進	判断能力の不十分な高齢者が安心して生活できるよう法人後見事業を実施する。	・成年後見制度支援事業支給決定件数 12件 ・市民後見人講演会参加者 36人 ・市民後見人養成講座受講生 7人 ・市民後見人フォローアップ研修参加者 12人	判断能力の不十分な高齢者が相談しやすい体制づくりが必要である。	判断能力の不十分な高齢者が安心して生活できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に向けた体制作りを図る。	健康医療対策課

浜田市の評価

高齢者及びその支援者が相談しやすい体制の整備に努めた。また、高齢者虐待の増加傾向に対処するため、関係機関との連携を強化し、予防対策を行った。高齢化が今後も進行することが予想されるため、引き続き相談しやすい体制づくりや高齢者の心身の健康維持、差別防止に向けた取り組みを継続していく必要がある。

(5) 障がいのある人

① 障がいに対する理解と差別解消の促進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	不当な差別の解消に向けた教育や啓発	「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」により設置した「浜田市障がい者差別解消推進委員会」の開催と啓発活動を実施する。	浜田市障がい者差別解消推進委員会を開催し、障がい者差別の解消及び合理的配慮を推進するための各種啓発活動を実施した。 また、「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づく市長表彰事業の対象者を公募したが、応募がなかった。	委員会において各種啓発活動の実施に関する方針決定を行い、不当な差別の解消に関する啓発を推進した。 「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づく市長表彰については公募したものの応募がなかったため、今後PR方法の検討が必要である。	「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」により設置した「浜田市障がい者差別解消推進委員会」の開催と啓発活動を実施する。 「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づく市長表彰の対象者を募集し、該当があれば表彰を行う。	地域福祉課 人権同和教育啓発センター
2	あいサポート運動や福祉教育など社会福祉協議会との連携	障がいの特性、困りごとや必要な配慮を理解し、実践する「あいサポーター」養成研修を実施する。	浜田市社会福祉協議会等と連携し、あいサポート運動及びあいサポーター養成研修を実施した。	浜田市社会福祉協議会を窓口としてあいサポーター養成研修を複数回実施し、年間500名を超えるあいサポーターを養成することで、障がい及び障がいがある人への理解の推進につながった。	障がいの特性、困りごとや必要な配慮を理解し、実践する「あいサポーター」養成研修を実施する。	地域福祉課

② 人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	障がいのある人が住み慣れた地域で受ける様々な障壁のバリアフリー化 全ての人に配慮したユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」により設置した「浜田市障がい者差別解消推進委員会」の開催と啓発活動を実施する。	浜田市障がい者差別解消推進委員会を開催し、障がい者差別の解消及び合理的配慮を推進するための各種啓発活動を実施した。	委員会において各種啓発活動の実施に関する方針決定を行い、不当な差別の解消に関する啓発を推進した。	「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」により設置した「浜田市障がい者差別解消推進委員会」の開催と啓発活動を実施する。	地域福祉課
2	障がい福祉サービスの提供や相談体制の充実への取組み	障がい福祉サービスによる就労支援や相談助言体制の充実を図る。	浜田圏域自立支援協議会を中心に、就労支援及び相談助言体制の充実を図った。	浜田圏域自立支援協議会や各種部会での活動により関係機関の連携が図られ、就労支援及び相談助言体制の充実につながった。	浜田圏域自立支援協議会や各種部会等において関係機関が連携し、サービス提供や相談支援体制の充実を図る。	地域福祉課

③ 障がい者の社会参加と就労支援の取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	障がいのある人の社会参加の促進	移動支援事業や社会参加促進事業を実施することにより、外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動に参加しやすい環境づくりに努める。	移動支援事業や社会参加促進事業を実施し、障がいがある人が様々なイベント等に参加しやすい環境づくりを行った。	移動支援事業や社会参加促進事業の実施により、多くの方がイベント等に参加され、社会参加促進につながった。	移動支援事業や社会参加促進事業を実施することにより、外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動に参加しやすい環境づくりに努める。	地域福祉課
2	障がいのある人の雇用促進	企業に対する各種支援制度の周知・啓発を図る。 障がい福祉サービスによる就労支援や相談助言体制の充実を図る。	障がい者雇用を行う企業向けにネットワークづくり研修会を開催し、企業の横のつながりや各種支援制度等の周知・啓発を促進した。 浜田圏域自立支援協議会を中心に、就労支援及び相談助言体制の充実を図った。	企業のネットワークづくり研修会の実施により、事業所同士がつながることができ、今後引き続きの研修会開催につながった。 浜田圏域自立支援協議会や各種部会での活動により関係機関の連携が図られ、就労支援及び相談助言体制の充実につながった。	企業に対する各種支援制度の周知・啓発を行う。 障がい福祉サービスによる就労支援や相談助言体制の充実を促進する。	商工労働課 地域福祉課

④ 権利擁護の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	障がいを理由とした差別や障がい者虐待を受けることなく安心して地域で暮らせる取組み	成年後見制度や浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進に取り組む。	浜田市社会福祉協議会や関係機関と連携を行い、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の普及と利用促進を行った。	浜田市社会福祉協議会や相談支援事業所、後見人等の関係機関との連携により、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の新規利用につながった。	成年後見制度や浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進に取り組む。	地域福祉課

浜田市の評価

関係機関と連携し、障がいのある人もない人も共に生きることができるようまちづくりについて相談体制の維持および支援事業の利用促進を図ることができた。今後も、心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリアなど、さまざまな障壁のバリアフリー化を進めるとともに、すべての人に配慮した※ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していく必要がある。

※ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

(6) 外国人

① 差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	地域の内外において多様な文化や人々が共存していける多文化共生社会の構築に向けた取組み	・国際交流員の派遣により多文化共生や異文化交流事業を実施する。	・国際交流員の派遣により多文化共生や異文化交流事業を実施した。 ・外国人を雇用している事業所の情報収集を行い、該当事業所に外国人従業員への情報周知の協力を依頼した。	・市内在住外国人への情報発信については、外国人雇用事業所へ情報発信を行うなど情報周知に努めているが、今後も引き続き取組む必要がある。 ・日本人住民が外国人と共存している意識が薄いことが課題である。	・引き続き、国際交流員の派遣により多文化共生や異文化交流事業を実施する ・派遣事業の実施を広く周知する	定住関係人口推進課
2	地域の内外において多様な文化や人々が共存していける多文化共生社会の構築に向けた取組み	・浜田市が発行するごみカレンダーを多言語化する。	・ごみカレンダーへ英語、中国語、ベトナム語の表記を記載した。	・ごみカレンダーは紙面の都合上、すべての情報を多言語化することは難しいため、ごみ分別アプリの利用を促進する必要がある。	・引き続き、多言語を用いたごみカレンダーを配布する。 ・やさしい日本語を使用した、ごみの分別についてのパンフレットを作成する。	環境課

② 外国人との交流の促進と国際協力の精神を培う教育の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	国際親善、国際協力の精神を培う教育の推進	JICA等関係機関との連携による事業を実施する。	JICA等関係機関との連携による事業の実施している団体を支援した。	事業がスムーズに進むように支援をすることができた。	JICA等関係機関との連携による事業を実施する。	定住関係人口推進課

③ 学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	各教科等の学習を通じた他国の文化・価値観の尊重や共生に向けた相互理解の取組み	教科等の学習の中での取組みを行う。	道徳科、社会科、英語（ALTとの関りを含む）を中心として実施した。	教科学習を中心としながら、相互理解に取り組むことができた。	引き続き、教科等の学習の中で取り組んでいく。	学校教育課
2	小中学校に在籍する外国籍児童生徒のサポート	外国籍児童生徒への日本語指導やメンタル面のサポートを実施する。	小学校1校、合計2名の児童に対して日本語指導等を実施した。	児童、保護者、学校と連携し、必要な支援体制を整えることができた。	引き続き、必要な支援体制を整える。	学校教育課

浜田市の評価

外国人が理解しやすいように、ごみカレンダーを多言語で表記し、小中学校においては外国にルーツを持つ児童生徒へのサポートを実施するなど、多様な取り組みを行った。また、市民に対して異文化に触れる機会や理解を深める機会を提供することができた。外国人に対する人権侵害は、日常生活に必要な情報や地域の文化、慣習に関する理解の欠如から生じることが多く、学校や職場においてもその影響が見受けられるため、引き続き外国人が住みやすいまちづくりを進めていく必要がある。

(7) 患者や感染者等

① 教育・啓発活動の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	感染症等に対する正しい知識の普及 差別意識解消に向けた教育・啓発活動	ホームページ、広報、個別通知等を通じた情報提供を行う。	ホームページ、広報、個別通知等を通じ情報提供に努めた。	正しい情報に基づいた理解につなげることができた。	ホームページ、広報、個別通知等を通じた情報提供を行い、正しい知識の普及に努める。	健康医療対策課

浜田市の評価

感染症に関する情報発信を継続的に行うことができた。エイズ患者やハンセン病から回復した方々、そのご家族に対しては、正確な知識の不足や誤解から生じる差別や偏見が依然として存在している。引き続き正確な情報の普及と発信に努める必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、令和5年5月に5類感染症に分類されたことを受け、それ以前に見られた人権侵害や誹謗中傷が減少したが、当該感染症の変異株が発生するなど感染症の発生は継続していることや、今後も新興感染症が出現する可能性があるため、引き続き冷静な対応と正確な情報発信を継続していく必要がある。

(8) 犯罪被害者とその家族

① 犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるための啓発	(公社)島根被害者サポートセンターと連携し、犯罪被害者支援の啓発活動を実施する。	(公社)島根被害者サポートセンターと連携し、犯罪被害者支援の啓発活動を実施した。	(公社)島根被害者サポートセンターの活動状況・被害者支援状況を積極的に啓発する必要性がある。	各まちづくりセンター等に(公社)島根被害者サポートセンターのチラシ等を配布し、活動状況を啓発する。	防災安全課
2	(公社)島根被害者サポートセンターなど犯罪被害者等に対する相談支援機関の周知	犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に啓発を実施する。	犯罪被害者週間(11月20日～11月24日)に浜田市役所1階ロビーにおいてパネル展示を実施した。	展示することにより、被害者支援の重要性を発信できた。	島根県立大学の防犯サークルが主催する「はまだ灯」を支援し、犯罪被害者保護の重要性を発信する。	防災安全課

浜田市の評価

犯罪被害者およびそのご家族に対する社会全体の支援意識を高めるため、啓発活動や相談支援機関の周知を推進することができた。犯罪被害者は、直接的な被害に加え、精神的および経済的な影響を受けることが多く、さらには周囲からの無責任な言動によって二次的な被害を受けることも少なくなく、今後も啓発活動や相談支援機関の周知の重要性を強調し、継続的に取り組んでいく必要がある。

(9) 刑を終えて出所した人等

① 啓発活動の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	啓発活動の推進	浜田地区保護司会の活動を支援する。また浜田市再犯防止推進計画に沿った活動を実施する。	保護司会に対し運営補助金を交付し活動を支援した。また、保護司会広報誌を全戸配布した。	浜田地区保護司会と連携を取りながら事業を推進することができた。	引き続き、浜田地区保護司会の活動を支援する。また浜田市再犯防止推進計画に沿った活動を実施する。 島根あさひ社会復帰促進センターと連携した啓発活動に取り組む。	地域福祉課 人権同和教育啓発センター

② 「島根あさひ社会復帰促進センター」設置の理念を生かす取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	再犯防止・社会復帰に寄与する取組み	島根あさひ社会復帰促進センターと連携した取り組みを推進する。 (企業等の就労支援、更生保護制度、出所後の地域社会の温かい理解、受入体制等の充実など)	島根あさひ社会復帰促進センターと毎月1回の連絡会議を開催し、情報共有を図った。また、地元の秋の産業祭に「矯正展」として出展してもらい、センターの活動等についての普及啓発に取り組んだ。	島根あさひ社会復帰促進センターの開所以来、「地域との共生」という理念の実現に向けた取り組みが継続的に実施されている点は評価に値するものと考えられる。今後も相互に連携した取り組みを継続していく必要がある。	引き続き、島根あさひ社会復帰促進センターと連携した取り組みを推進する。 (企業等の就労支援、更生保護制度、出所後の地域社会の温かい理解、受入体制等の充実など)	地域福祉課 旭支所産業建設課

浜田市の評価

再犯防止および社会復帰に寄与する取り組みを、島根あさひ社会復帰促進センターと連携して実施することができた。今後も引き続き、島根あさひ社会復帰促進センターとの協力を強化し、浜田市再犯防止推進計画に基づく再犯防止策や、更生する方々への人権侵害の防止に注力する必要がある。

(10) インターネット等による人権侵害

① 情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	インターネット利用者への啓発と定期的なインターネットモニタリングの実施	インターネット上の不適切な書き込みのモニタリングを実施し、有害情報を少しでも発見し対処していくため次の取り組みを実施する。 ・職員のインターネットモニタリング研修の受講 ・職員によるインターネットモニタリングの実施	島根県が開催するインターネットモニタリング研修を職員が受講し、モニタリングについての基礎知識を習得した。 職員のインターネットモニタリングを月4回程度実施した。 差別を煽ることが懸念される動画サイトの削除依頼のため、法務局への通報を行った。	膨大な量のインターネットサイトにおいて、有害情報を少しでも発見し対処していくため、職員のモニタリング研修の受講や、面的にモニタリングを行うための島根県との連携など、持続的な取組みが必要である。	インターネット上の不適切な書き込みのモニタリングを実施し、有害情報を少しでも発見し対処していくため、引き続き次の取り組みを実施する。 ・職員のインターネットモニタリング研修の受講 ・職員によるインターネットモニタリングの実施	人権同和教育啓発センター

② 情報モラルの教育の充実

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	インターネット利用に関する年齢に応じた教育の実施	インターネットを利用した情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなど、年齢に応じた教育を行う。	教育委員会で作成した情報活用能力一覧表を基に年齢に応じた指導を行った。 DX推進課としては、高齢者を対象としたスマホ講座を開催し、インターネット利用時の注意点などについて啓発を行った。	各学校とも、情報活用能力一覧表の内容を基に、各学年の年間計画にしたがって指導を行った。 スマホ講座により、高齢者がインターネット利用時のマナーやリスクに対する理解を深めることができた。	引き続き、情報活用能力一覧表に掲げている内容にしたがって指導を行っていく。 スマホ講座の中で、引き続き、インターネット利用時の情報モラルの向上を図っていく。	学校教育課 DX推進課 人権同和教育啓発センター

浜田市の評価

インターネット利用時のマナー及びリスクに関する啓発と教育を目的とした事業を遂行することができた。今後も引き続き、インターネット上での差別や誹謗中傷などの人権侵害行為を防止するために、情報モラルの教育およびインターネットの監視活動に注力する必要がある。

(11) 性の多様性（性的指向、性自認等）

① 市民に対する取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	性の多様性について理解を深めるための啓発資料等の配布、講演会や研修等の実施	島根県が作成する啓発資料等の配布や講演会・研修等の情報提供を広く行い、啓発を推進する。	・島根県が主催するLGBT等支援者研修の案内を行った。 ・ 当市参加者数 2名 ・派遣依頼を受けて三隅地域人権を考える集いに当センターの指導主事を派遣し、映画上映に併せた講話を行った。	島根県の研修への参加や地域の研修会での指導主事の派遣により性の多様性について正しい知識の普及に努めた。	島根県が作成する啓発資料等の配布や講演会・研修等の情報提供を広く行い、啓発を推進する。また、希望する団体等に対して当市の指導主事を派遣し、性の多様性についての理解を深めるための研修を行う。	人権同和教育啓発センター

② 学校における取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	性の多様性について教職員が正しく理解し適切に対応できるよう促す また、組織的な支援に取り組む	島根県が作成する啓発資料等の配布や講演会・研修等の情報提供を広く行い、啓発を推進する。 学校教職員の人権・同和問題研修会や地域ぐるみで育てる人権意識講座事業において実施支援を継続し、啓発の機会を提供する。	学校教職員の人権・同和問題研修会において性の多様性をテーマに研修会を開催した。 小中学校実施校 4校 ※講師内訳 学校教員 1校 外部講師 2校 当センター指導主事1校	当事者による講演会やLGBTなど性の多様性についての研修会を行うことにより、教職員間での理解が一定程度深まった。	学校教職員の人権・同和問題研修会や地域ぐるみで育てる人権意識講座事業において実施支援を継続し、啓発の機会を提供する。	人権同和教育室

浜田市の評価

性の多様性に関する啓発および教育活動を一定程度実施し、性の多様性についての正しい知識の普及に努めた。今後も引き続き、啓発資料の配布や講演会・研修会・巡回講座の開催など更なる啓発活動を推進していく必要がある。

(12) 様々な人権課題

① アイヌの人々

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	啓発資料（ポスター・チラシ）の掲示による周知	関係機関からの啓発ポスターの掲示や広報での掲載を通じて啓発に努める。	啓発ポスターの掲示や広報はまだで周知を行った。	一定程度啓発を図ることができた。	引き続き、関係機関からの啓発ポスターの掲示や広報での掲載を通じて啓発に努める。	人権同和教育啓発センター

② 北朝鮮当局による拉致問題等

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	拉致問題等についての関心と認識を深めるための広報	北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～12月16日）に拉致問題啓発ブルーリボンを着用する。	期間中において市長、副市長、教育長、部長、支所長、市議会議員が啓発としてブルーリボンを着用した。	拉致問題に関心を持ち、認識を深めることができた。	引き続き、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に拉致問題ブルーリボンを着用する。	人権同和教育啓発センター
2	学校教育における拉致問題等に対する理解を深める取組み	児童生徒の発達段階に応じた拉致問題等に対する理解を深める取組みを行う。	社会科等の教科学習を中心に、各学校の状況に応じて児童生徒の理解の深化に努めた。	拉致問題等に対する一定の理解の深化を図ることができた。	引き続き、児童生徒の発達段階に応じた拉致問題等に対する理解を深める取組みを行う。	学校教育課
3	拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組み	北朝鮮人権侵害問題の早期解決について国への要望を行う。	北朝鮮人権侵害問題の早期解決について国への要望を行った。	北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための積極的な啓発活動について、国に働きかけることができた。	引き続き、北朝鮮人権侵害問題の早期解決について国への要望を行う。	人権同和教育啓発センター

③ プライバシーの保護

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	市の保有する個人情報保護の取組み	個人情報保護条例に基づく管理を行う。 個人情報保護ファイルを更新する。	令和5年度から個人情報保護法に基づく取扱いとなったことを受け、個人情報保護ファイルの内容を更新し、個人情報の適正な管理に努めた。	実情に応じた適正な個人情報保護の管理を図ることができた。	引き続き、各課が保有する個人情報保護ファイルの状況を取りまとめ、個人情報の適正な管理に努める。	総務課
2	市民や事業者に対する個人情報の適正な管理や取扱いの推進	市民や事業者に対して個人情報の適正な管理や取扱いについての啓発を行う。	他機関から提供された啓発ポスターの掲示、広報はまだ及び浜田市ホームページにおいて周知を行った。	一定程度啓発を図ることができた。	引き続き、広報はまだ及び浜田市ホームページを通じて啓発に努める。	総務課

④ 迷信等

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	「六曜」をはじめ、根拠のない迷信等に同調し偏見や差別を助長しないよう啓発する	研修等で情報発信を行う。	指導主事による巡回講座で迷信等にも触れて啓発を行った。	一定程度啓発を行うことができた。	引き続き、研修等で情報発信を行う。	人権同和教育啓発センター

⑤ 災害に伴う人権

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	自然災害等において人権に配慮した被災者支援や避難所運営に努める	担当部局の意見交換を検討する。	防災担当部局と意見交換を行い、男女共同参画週間において「男女共同参画の視点での防災」をテーマとした市民参加型クイズや啓発パネル、簡易トイレ、防災備蓄品などの展示を連携して行った。	人権担当部局と防災担当部局が連携し、人権に配慮した災害対応について市民への啓発を行うことができた。	引き続き、防災担当部局と連携して人権に配慮した災害対応についての取り組みを検討する。	防災安全課 人権同和教育啓発センター

⑥ 自死遺族

NO	事業名 イベント名 取組	令和7年度			令和8年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	自助グループへの支援や自死遺族の心情への配慮と相手の立場に立った対応	自助グループへの支援や自死遺族の心情に配慮した対応と周知啓発を行う。 ・ホームページ、広報掲載及び会場確保 ・しまね分かち合いの会・虹J交流会への参加	しまね分かち合いの会・虹及びグリーフケア芳縁の活動に関してホームページ、広報掲載及び会場確保の支援を行った。浜田市で実施された、「しまね分かち合いの会・虹 第16回しまね自死遺族フォーラム」について、周知や運営等について協力した。自死遺族の心情について理解に努めた。	自助グループへの支援を行う中で、自助グループとのよい関係性の構築を図ることができた。	自助グループへの支援や自死遺族の心情に配慮した対応と周知啓発を行う。 ・ホームページ、広報掲載及び会場確保 ・しまね分かち合いの会・虹J交流会への参加	健康医療対策課

浜田市の評価

様々な人権課題に対し、関係部署を横断して連携した取り組みを実施した。災害関係では、男女共同参画週間において防災をテーマとした啓発展示を協力して実施した。今後も人権課題への取り組みは、人権同和教育啓発センターや人権同和教育室を中心に、関連部署や機関との緊密な連携を図りながら進める必要がある。

総括表

■各評価一覧

大分類	中分類	浜田市の評価
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	(1) 学校等における取組	教育活動を通じて、幼児・児童・生徒・学生に対する人権教育及び啓発を計画に基づいて円滑に実施することができた。引き続き、学校等での人権教育・啓発の取り組みを継続することにより、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力の育成に努める必要がある。
	(2) 家庭・地域・職場における取組	家庭、地域、職場においては、日常生活上の様々な人権問題に対する気づきを促す取り組みを行い、研修などを通じて啓発活動を実施することができた。令和7年度においては、新たに浜田市PTA連合会や浜田商工会議所への働きかけを行うことができたが、社会全体の人権意識の向上に向けて、取り組みはさらに進めていく必要がある。
	(3) 職員等の人権意識向上への取組	市の職員や学校の教職員、保健・福祉・医療・消防関係の職員を対象に、人権研修を受講できる機会を設けた。これにより、職員一人ひとりが人権尊重の視点を持ちながら職務を遂行するための一助となった。今後も様々な人権課題に対応するため、人権・同和問題に関する研修を継続し、職員の知識の更新や人権意識の向上に努めていく必要がある。
	(4) 関係機関等との連携	国・県などの関係機関や浜田人権擁護委員協議会をはじめとする各種団体との連携を通じて、人権教育及び啓発活動を多様な場で実施することにより、市民への人権意識の向上に繋げることができた。また、まちづくりセンター職員への研修においては、まちづくりセンター職員からの要望を取り入れてより学びの深い研修を実施することができた。今後も引き続き、さまざまな場面において人権教育及び啓発活動の推進が必要である。
2 各人権課題に対する取組	(1) 同和問題	日本における特有の差別問題である同和問題は、重要な人権課題として深く認識されている。この問題の歴史や差別の実態を十分に把握し、差別意識の解消に向けた学校及び地域での取り組みを、連携して積極的に進めることができた。今後も、様々な取り組みを継続し、差別意識の解消を目指す必要がある。
	(2) 女性	女性に対する差別の解消に向けた取り組みとして、職場、家庭、地域における格差解消のための環境整備は着実に進展しており、令和6年度に行った市民意識調査においてもその効果が徐々に見え始めている。また、審議会等への女性の参画についても少しずつ進展が見られる。しかしながら、DVなど心身の安全を脅かす行為は、重大な事件につながる可能性があるため、引き続き関係機関との連携を強化し、情報共有や相談体制の充実に努める必要がある。
	(3) 子ども	児童福祉施設や小中学校においては、相談を受けるための組織や支援制度、環境を整備し、職員に対する教育を実施することで体制の強化が進んできたが、一方で、子ども自身がSOSを発信したり、相談を求めたりすることは容易ではなく、表面化していない事例も多いと考えられるため、今後とも関係機関との連携を図り、子どもが大人と同様に声を上げやすい社会を実現するための啓発活動を継続的に行う必要がある。また、「（仮称）こどもの権利に関する条例」の制定に向けては、子どもは権利の主体であることを念頭において、権利擁護推進のための方策を具体化させていく必要がある。
	(4) 高齢者	高齢者及びその支援者が相談しやすい体制の整備に努めた。また、高齢者虐待の増加傾向に対処するため、関係機関との連携を強化し、予防対策を行った。高齢化が今後も進行することが予想されるため、引き続き相談しやすい体制づくりや高齢者の心身の健康維持、差別防止に向けた取り組みを継続していく必要がある。
	(5) 障がいのある人	関係機関と連携し、障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくりについて相談体制の維持および支援事業の利用促進を図ることができた。今後も、心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリアなど、さまざまな障壁のバリアフリー化を進めるとともに、すべての人に配慮した※ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していく必要がある。
	(6) 外国人	外国人が理解しやすいように、ごみカレンダーを多言語で表記し、小中学校においては外国にルーツを持つ児童生徒へのサポートを実施するなど、多様な取り組みを行った。また、市民に対して異文化に触れる機会や理解を深める機会を提供することができた。外国人に対する人権侵害は、日常生活に必要な情報や地域の文化、慣習に関する理解の欠如から生じることが多く、学校や職場においてもその影響が見受けられるため、引き続き外国人が住みやすいまちづくりを進めていく必要がある。

総括表

■各評価一覧

大分類	中分類	浜田市の評価
2 各人権課題に対する取組	(7) 患者や感染者等	感染症に関する情報発信を継続的に行うことができた。エイズ患者やハンセン病から回復した方々、そのご家族に対しては、正確な知識の不足や誤解から生じる差別や偏見が依然として存在している。引き続き正確な情報の普及と発信に努める必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症に関しては、令和5年5月に5類感染症に分類されたことを受け、それ以前に見られた人権侵害や誹謗中傷が減少したが、当該感染症の変異株が発生するなど感染症の発生は継続していることや、今後も新興感染症が出現する可能性があるため、引き続き冷静な対応と正確な情報発信を継続していく必要がある。
	(8) 犯罪被害者とその家族	犯罪被害者およびそのご家族に対する社会全体の支援意識を高めるため、啓発活動や相談支援機関の周知を推進することができた。犯罪被害者は、直接的な被害に加え、精神的および経済的な影響を受けることが多く、さらには周囲からの無責任な言動によって二次的な被害を受けることも少なくなく、今後も啓発活動や相談支援機関の周知の重要性を強調し、継続的に取り組んでいく必要がある。
	(9) 刑を終えて出所した人等	再犯防止および社会復帰に寄与する取り組みを、島根あさひ社会復帰促進センターと連携して実施することができた。今後も引き続き、島根あさひ社会復帰促進センターとの協力を強化し、浜田市再犯防止推進計画に基づく再犯防止策や、更生する方々への人権侵害の防止に注力する必要がある。
	(10) インターネット等による人権侵害	インターネット利用時のマナー及びリスクに関する啓発と教育を目的とした事業を遂行することができた。今後も引き続き、インターネット上での差別や誹謗中傷などの人権侵害行為を防止するために、情報モラルの教育およびインターネットの監視活動に注力する必要がある。
	(11) 性の多様性（性的指向、性自認等）	性の多様性に関する啓発および教育活動を一定程度実施し、性の多様性についての正しい知識の普及に努めた。今後も引き続き、啓発資料の配布や講演会・研修会・巡回講座の開催など更なる啓発活動を推進していく必要がある。
	(12) 様々な人権課題	様々な人権課題に対し、関係部署を横断して連携した取り組みを実施した。災害関係では、男女共同参画週間において防災をテーマとした啓発展示を協力して実施した。今後も人権課題への取り組みは、人権同和教育啓発センターや人権同和教育室を中心に、関連部署や機関との緊密な連携を図りながら進める必要がある。

■全体評価

同和問題を始めとするあらゆる人権課題に対して、人権同和教育啓発センターと全庁が連携し、教育、啓発、相談体制、支援制度、関連機関との関係構築など、様々な事業を実施することができた。また、令和5年7月には「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」を施行し、市民等の人権意識の向上に向けた取組や姿勢を強化したことにより、機運を高める取り組みを推進することができた。

一方で、人権課題には様々なものがあり、時に大きな問題となる場合がある。そのため、各種事業は繰り返し行うことが必要である。引き続き、人権の基本理念の普及に努めるとともに「お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現」を目指すため、「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）」に基づき、様々な場面や手段で人権教育及び啓発を推進する必要がある。